

揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に向けた
事業者の自主的取組の促進方策について
（論点整理）

平成17年4月8日の中央環境審議会答申を踏まえ、自主的取組の促進に当たって検討が必要な論点は以下のとおり。

1．自主的取組の進め方

- (1)取組主体：事業所、企業、業界団体等の最もふさわしいもの
- (2)取組対象：規制対象外の全ての排出源（屋内・屋外問わず）
- (3)実施方法：VOCの排出抑制のためのガイドライン・計画等を策定する等
- (4)目標：固定発生源からのVOCの排出総量を平成12年度から平成22年度までに3割程度削減するという目標があること、またその中において、自主的取組によって削減すべきは2割分程度と見込まれることに留意。
- (5)取組内容：原材料又は製品の低VOC化、VOC処理装置の導入、工程の改善・改良等

2．事業者による情報の公開・検証の仕組み / 行政等による状況の把握・評価

- (1) 自主的取組の信頼性・公平性を確保するため、インターネットや環境報告書等を通じて、取組内容を外部にわかりやすく伝えることが必要ではないか。
- (2) 取組内容の妥当性や情報の正確性をより高めるため、検証の仕組みを内在化させることが必要ではないか。
- (3) 内部検証のみならず、外部の第三者（行政、審議会、NGO等）による客観的な状況の把握・評価も必要ではないか。
- (4) 行政等による状況の把握・評価は、平成22年度の削減目標年次に向けて、定期的に（少なくとも年に1回程度）行うべきではないか。

3．我が国全体からのVOC排出量（インベントリ）の把握

- (1) VOCの排出削減状況をマクロレベルで把握するため、正確なインベントリの作成が必要。自主的取組の達成状況を評価する上でも不可欠。
- (2) VOCインベントリの作成のためには、VOCの生産量等を示す全国統計情報のみならず、VOCの処理・破壊量等を示す事業者の取組状況の積み上げが必要。

4．自主的取組に対する支援策

- (1) VOC処理装置の導入又はインキ・塗料等の低VOC化等の環境対策に取り組んでいる事業者が提供する製品に対するユーザー企業及び一般消費者の理解を深め、これらの製品を優先的に調達・購入する動き（グリーン購入）が拡大するよう、普及啓発を進めるべきではないか。
- (2) JIS等の規格、環境ラベル、国のグリーン調達等に低VOC製品を位置づけるべきではないか。
- (3) 中小企業者を含めた幅広い事業者がVOCの排出抑制対策に取り組むため、特に中小企業者向けの低価格で小型のVOC処理装置や、VOCの簡易測定法、低VOCインキ・塗料等についての開発を促進し、また必要な情報提供を行うべきではないか。

中央環境審議会（平成16年2月3日）
「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のあり方について（意見具申）」
抜粋

5．VOCの排出抑制制度

（3）自主的取組による対策

自主的取組の進め方については、有害大気汚染物質の排出削減に係る自主管理のような統一的な仕組みもあり得るが、（2）の考え方に基づいてVOCの排出抑制を図る場合は、自主的取組の進捗状況を勘案して最終的には法規制で担保されるということになるので、事業者がそれぞれの事情に応じて取り組むという柔軟な方式でも排出抑制は進展すると考えられる。なお、自主的取組のあり方については、今後、事業所、企業、業界団体等の最もふさわしい主体ごとに、適切な方法を検討し、確立することが期待される。この場合、いずれにしても情報の公開や検証の仕組みを内在させることが求められるが、その具体的方法や実施の時期は、それぞれの事業者等の実情に応じて適切に運用されることが望ましい。

行政においては、事業者の自主的取組を推進する立場から、JIS等の規格やグリーン調達に低VOC製品を位置づけたり、環境ラベルを活用するなど推奨的な施策を実施すべきであるが、その効果的な方法については、自主的な取組を行う事業者の意見を聴いた上で検討を深めていくことが必要である。

6．今後の課題

より効果的なVOCの排出抑制対策を講じていくためには、自主的取組の状況、法規制の効果などの今回提案した制度の実施状況を把握するとともに、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成に係るより広範かつ精度の高いシミュレーションの実施に向けた取組を推進するなど科学的知見の更なる充実を図っていくことが必要である。

中小企業者を含めた幅広い事業者がVOCの排出抑制に自主的に取り組むためには、特に中小企業者向けの低価格で小型のVOC処理装置の開発を推進するとともに、低VOCの塗料、インキ、接着剤等の開発を促進することが必要である。

また、VOCの排出抑制対策としては、塗料等の低VOC化が重要な対策手法の一つとして考えられるが、低VOC塗料等への転換は、これを用いて製造される製品の品質にも関わることから、低VOC塗料等を使用した製品に対する国民の理解を深めていくなどの普及啓発を行うことも重要である。

中央環境審議会 答申（平成17年3月30日）

「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度の実施に当たって必要な事項について」

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告

「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度について」抜粋

6. 今後の課題

本専門委員会においては、前述のとおり規制制度に係る審議を進めてきたが、以下のような課題が残されていることを踏まえ、今後は、自主的取組の促進に当たって必要な事項について引き続き検討を進めていくこととする。

（1）自主的取組の促進

前述のように、VOCの排出総量を平成22年度までに3割程度削減するという目標において、自主的取組に基づき削減すべき割合は、2割分程度と非常に大きなものとなっている。

しかし、自主的取組による削減の進捗状況を勘案して、必要となれば、最終的には法規制で3割削減を担保するということになるので、事業者の裁量に委ねた柔軟な方式でも排出抑制は進展すると考えられる。

自主的取組の進め方については、今後、事業所、企業、業界団体等の最もふさわしい主体ごとに、製品の低VOC化を促進したり、VOCの排出抑制のためのガイドライン・計画等を策定する等により、適切な方法を検討し、確立することが期待される。この場合、情報の公開や検証の仕組みを内在させることが求められるが、その具体的方法や実施の時期は、それぞれの事業所等の実情に応じて適切に運用されることが望ましい。

行政においては、事業者のこうした自主的取組を円滑に促進するための方策を総合的に検討し、取組の状況を把握・評価していくことが必要である。また、JIS等の規格やグリーン調達に低VOC製品を位置づけたり、環境ラベルを活用するなど推奨的な施策を実施することが適当である。なお、検討に当たっては、自主的取組を行う事業者の意見を十分聴いた上で進めていくべきである。

（2）ユーザーに対する普及啓発

VOCの排出抑制対策としては、VOC処理装置の導入又はインキ・塗料等の低VOC化が対策手法として考えられる。VOC処理装置の導入は、事業者にとって多額の環境投資を必要とし、製品の価格を上昇させる可能性がある。また、低VOCインキ・塗料等への転換は、これを用いて製造される製品の外観等に影響を及ぼすため、ユーザー企業からの厳しい要求に耐えられないことがある。

したがって、これらの環境対策に取り組んでいる事業者が提供する製品に対するユーザー企業及び一般消費者の理解を深め、これらの製品を優先的に調達・購入する動き（グリーン購入）が拡大するよう、普及啓発を進めることが重要である。

(3) 中小企業者等への支援

中小企業者を含めた幅広い事業者がVOCの排出抑制対策に取り組むためには、特に中小企業者向けの低価格で小型のVOC処理装置や、VOCの簡易測定法、低VOCインキ・塗料等についての開発を促進し、また必要な情報提供を行うことが重要である。

(4) VOCについての情報提供

法律において、規制対象施設（揮発性有機化合物排出施設）の定義は、「工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、(以下略)」とされており、前述の施設類型に該当しても、VOCを使用しておらず、排出し得ない施設については、規制対象施設とならない。しかし、ここでいうVOCの定義は、法律において、「大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」とされており、非常に多種類の物質が対象となるため、施設で使用している物質がVOCに該当するか否かについてわかりづらいとの指摘もあるところである。

したがって、事業者及び地方公共団体の理解を助けるため、VOCに該当する主な物質又は疑義が生じやすいがVOCに該当しない主な物質のリストを作成し、情報提供を行うことが適当である。

(5) VOC排出抑制制度の効果の把握

効果的なVOCの排出抑制対策を講じていくためには、自主的取組の状況、法規制の効果などのVOC排出抑制制度の実施状況を把握するとともに、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成に係るより広範かつ精度の高いシミュレーションの実施に向けた取組を推進するなど科学的知見の更なる充実を図っていくことが必要である。